

# 日本MSP協会 規約

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

- (1) 本協会は、「日本MSP協会(日本マネージメント・サービス・プロバイダ協会)」（以下「本協会」という。）と称する。
- (2) 英文名称は、「Managed Service Provider's Association Japan」（略称：MSPJ）と称する。

### 第2条（目的）

(1) インターネットビジネスを支えるIT情報基盤は仮想化技術とクラウドコンピューティングの出現を契機に様々な技術とサービスによって多様化している。昨今のハイブリッド化し複雑化していく情報基盤をいかに運用するかという課題が非常に重要になることが予想される。本協会では、この問題に対して運用事業者、運用技術者間での情報共有や基盤提供者と基盤利用者に対して情報発信を行い、IT情報基盤運用の技術向上と品質向上、運用技術に携わる人材の発掘と育成、運用に関連する様々な評価軸を整理明確化し、最適なIT情報基盤の選定と、適切なコストで安全かつ効率的に運用する指標を提供する事を目的とする。

### 第3条（事業）

本協会は、前条の目的を達するため運用技術に関する次の事業を行う。

- (1) 会員による会合の開催を通して事業者間、技術者間で問題課題と対処事例を共有する。
- (2) 会員向けの外部講師によるセミナーを実施し、業界動向や技術トレンドを共有する。
- (3) 一般向けのワークショップ、セミナー、勉強会等を実施し、HPなどでそれらの内容を公開し、業界全体で広く共有する。
- (4) 運用における評価軸を整理してドキュメント化し、適切な情報基盤と運用サービスの選択基準と運用ガイドラインの整備をする。

## 第2章 会員および役員

### 第4条 (会員)

本協会の会員は次の3種とする。

- (1) 正会員：第2条の目的に賛同し、第3条の事業遂行に協力する意思を有する法人、団体及び個人とする。
- (2) 賛助会員：第2条の目的に賛同し、協会活動を賛助する法人団体および個人とする。
- (3) 特別会員：第2条の目的に賛同し、本協会の活動を支援指導する法人、団体及び有識者とする。

### 第5条 (参加、脱退及び除籍)

- (1) 本協会へ正会員として参加しようとする者は、本協会事務局所定の書面をもって本協会事務局に申し込み、理事会の承認を受けなければならない。
- (2) 本協会を脱退しようとする者は、本協会事務局所定の書面をもってその旨を届け出なければならない。
- (3) 本規約に違反した場合、又は活動趣旨に反し、会員にふさわしくない行為があった場合は、理事会の議決により当該会員を除籍することができる。ただし、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

### 第6条 (役員)

- (1) 本協会に役員として理事長1名、理事3名以上15名以内、事務局長1名を置く。
- (2) 理事長は本協会を代表し、協会運営を総理する。
- (3) 理事は理事長を補佐し、理事長に事故もしくは職務遂行が困難であるとき、その職務を代行する。
- (4) 事務局長は本協会の事務業務を統括する。
- (5) 役員を再選する場合には理事会において会員の中から選任する。

- (6) 役員の任期は本協会終了までとする。

### 第3章 理事会および運営委員会

#### 第7条（理事会）

- (1) 理事会は理事長、理事及び事務局長をもって構成する。
- (2) 理事会は定期的に理事長、理事及び事務局長のいずれかが必要と認めた時に開催する。
- (3) 理事会は必要に応じて、書面、電子メール、テレフォンもしくはテレビ会議等による開催をする事ができる。
- (4) 理事会は理事長、理事、事務局長総員の2分の1の出席をもって成立する。
- (5) 理事会に出席できない理事長、理事、事務局長は、理事会に参加する他の参加者にその権限を委任することができる。この場合、委任者は理事会に出席したものとみなす。
- (6) 理事会は理事長が主宰し議長を務める。ただし理事長が主宰できない場合には、理事長が指名する役員にその権限を委任する事ができる。
- (7) 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決するものとする。ただし可否同数の時は議長の決するところによる。
- (8) 理事会は本協会の設立、解散を議決するほか、次の事項を議決する。
  - ・ 本規約の改正
  - ・ 本協会の年度予算、会計報告等の承認
  - ・ 会員の参加、脱退及び除名
  - ・ 事務局の運営に関する必要な事項
  - ・ 本協会に関して重要な事項の決定

#### 第8条（運営委員会）

- (1) 運営委員会は理事長、理事、事務局長が任命する運営委員をもって構成する。
- (2) 運営委員会は定期的に理事長、理事、事務局長及び運営委員のいずれかが必要と認めた時に開催する。
- (3) 運営委員会は必要に応じて、書面、電子メール、テレフォンもしくはテレビ会議等による開催をする事ができる。
- (4) 運営委員会は運営委員総員の3分の1以上の出席をもって成立する。
- (5) 運営委員会に出席できない運営委員は、運営委員会に参加する他の参加者にその権限を委任することができる。この場合、委任者は運営委員会に出席したものとみなす。
- (6) 運営委員会は事務局長が主宰し議長を務める。ただし事務局長が主宰できない場合には、事務局長が指名する運営委員にその権限を委任する事ができる。
- (7) 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決するものとする。ただし可否同数の時は議長の決するところによる。
- (8) 運営委員会は次の事項を議決する。
  - ・活動方針
  - ・活動内容
  - ・本協会の運営に関して重要な事項の決定

#### 第9条（研究会、ワーキンググループ等）

本協会の運営上必要があるときは運営委員会の議決により研究会、もしくはワーキンググループを置く事ができる。

#### 第10条（事務局）

- (1) 本協会に協会事務を処理するため事務局を設置する。
- (2) 事務局には必要な事務局員を置き、事務局長が統括管理を行う。
- (3) 事務局はテコラス株式会社内に置く。
- (4) 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は理事会の議決を経て事務局長が別に定める。

## 第4章 予算

### 第11条（年度予算）

本協会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の決議を経なければならない。

### 第12条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないとき、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出する事ができる。この収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### 第13条（特別予算）

本協会は第3条に定める事業の実施に当たり、特別な予算の処置を必要とする事業を実施しようとする場合には、理事会に図り、理事会の議決に従わなければならない。

### 第14条（その他）

この規約に定めるものの他、本協会の運営上必要な事項は、理事長が別途定めるものとする。

## 附則

この規約は設立の日(2014年11月1日) から施行する。

## 改訂履歴

2015年1月30日 第2章第4条（会員）に (2)賛助会員を追加。

以上（以下余白）